



## 飼育できるペット について

# Q & A



**Q** 飼育できるペットの種類は？

**A** 飼い主が飼育できるペットの種類は以下の通りです。

- ①成長した段階で、飼い主一人で抱きかかえられる程度（10kg以下）の犬及び猫
- ②小鳥、魚類、ウサギ、ハムスター、モルモット、フェレット、リス
- ③その他賃貸人が認めたペット

**Q** 飼育できるペットの数は？

**A** 飼い主が飼育できるペットの数（一戸当たり）は以下の通りです。

- ①犬または猫については、合計で2匹以内とします。
- ②小鳥、魚類及びその他小動物については、抱きかかえることが可能なケージ又は水槽をひとつまでとします。ただし、小鳥・魚類及びその他の小動物と一緒に犬又は猫を飼育する場合、飼育できる犬又は猫は1匹以内とします。
- ③複数の種類のペット飼育する場合でも、飼い主一人で全てのペットを抱きかかえることができなければなりません。

**Q** 飼育できない動物は？

**A** 飼い主はいかなる理由があっても、次に定める動物の飼育はできません。

- ①「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「ワシントン条約」、「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」等の法令で、捕獲・輸入・飼育等が禁止されている動物。
- ②人及び他のペットに対して、危害を加え又は恐怖感を与える恐れがある次の動物等。  
（例：ドーベルマン、秋田犬、土佐犬、猿、ワニガメ、サソリ、ムカデ、蛇、トカゲ等）
- ③毒をもつ爬虫類、節足動物、昆虫类等。
- ④鶏や伝書鳩等の鳴き声の騒音が予想される鳥類。
- ⑤その他、賃貸人が危険もしくは建物維持管理に不適と判断した動物。



# ペット飼育のルール

# ご入居期間中の注意とお願い

ペット飼育をする入居者様は、他の入居者様の立場を尊重し、人と動物が共生できる快適な生活環境づくりへのご協力をお願いします。

## 1. ペット飼育の手続きについて

ペット飼育にあたっては、まずヒアリングを行います。飼育可否の判断は、必要書類が全て揃ってから回答いたします。

### 必要書類

- ① ペット飼育に関するご確認及びお願い（ペットアンケート）
- ② 変更契約書 ※入居中の場合必要
- ③ ペット飼育特約
- ④ ペット登録簿（開始・変更・閉鎖）申請書

※ペットの死亡等に伴い飼育するペットが変わる場合、飼い主は改めて審査を受け、必要書類を提出しなければなりません。  
※ペットを飼わなくなった場合、「ペット登録簿申請書（閉鎖）」を提出しなければなりません。

記入見本

ペット登録簿（開始・変更・閉鎖）申請書

犬を飼育する場合、狂犬病予防接種・ワクチン接種については、申し込み時点で一年以内に発行された各証明書の写しを提出

### 飼い主の心構え

- ① ペットの本能、習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、ペットを終生適正に飼育してください。
- ② 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「狂犬病予防法」等の関連法令を遵守し、飼い主の義務を守ってください。
- ③ ペットに関わるクレーム及びトラブルに対して、飼い主は誠意をもってこれに対応してください。
- ④ 営利を目的として、ペットを飼育しないでください。

## 2. ペットの飼育場所について

ペットは自己の居室（洋間・和室・DK・LDK）で飼育してください。居室以外での飼育は禁止します。  
玄関土間部分・トイレ・風呂・洗面場・ベランダ・庭・トランクルーム・駐車場及び共用部分での飼育はできません。



## ペット飼育のルール

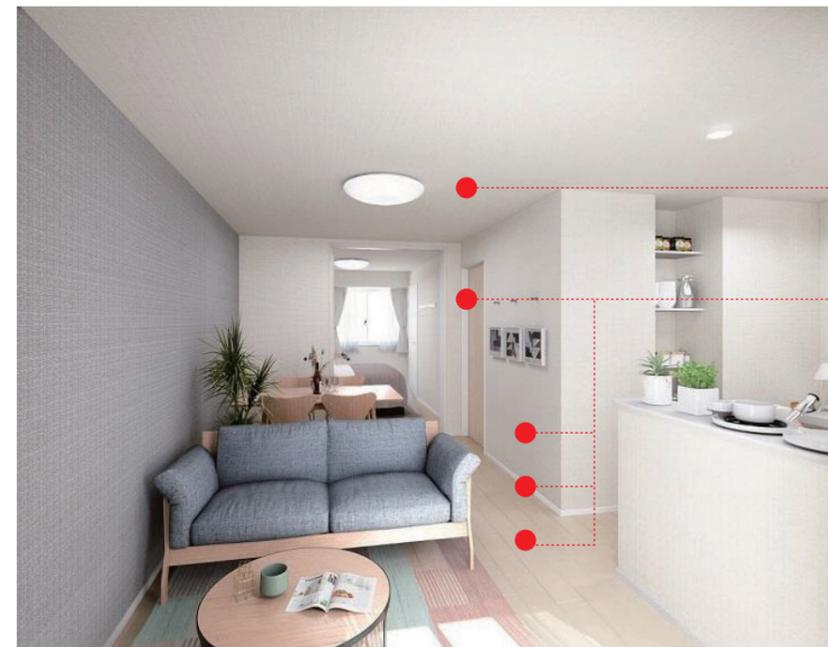
### 健康・衛生

<p>ペットの予防注射・各種登録・健康診断</p> <p>ワクチン接種や各種登録を行い、年1回健康診断を受けること。</p>	<p>健康管理</p> <p>常に清潔に保ち、害虫・寄生虫等の発生予防・対策をすること。</p>	<p>不妊・去勢手術</p> <p>犬、猫等は不妊・去勢手術等を行うこと。</p>
<p>ペットの手入れ・ケージ等の清掃</p> <p>指定の場所で行うこと。居室の窓を開けて毛や羽の飛散を防止すること。</p>	<p>ペットを残したままの不在</p> <p>連続24時間以上ペットを残したまま不在にしないこと。</p>	<p>死亡時の取扱</p> <p>ペットが死亡した場合は、適切な取扱をすること。</p>

## 3. 修繕義務について

家賃にはペットによる汚損・破損等に対する修繕費用は含まれておりません。退去時に下記の修繕費用をご負担いただきます。

- ① クロスの汚れ、損耗、破損等に対する清掃又は改修工事
- ② 建物本体及び建物設備の汚れ、損耗、破損等に対する清掃又は改修工事
- ③ 異臭に対する脱臭、特殊クリーニング、エアコンクリーニング等の施工



- ☑ 室内にペット糞尿の臭気がある
- ☑ 床、巾木、建具枠のいずれかに糞尿汚れの形跡がある
- ☑ 仕上材（床フローリング、壁クロス、巾木等）に糞尿のシミが確認でき、床下地、壁ボードに糞尿シミの可能性が高い

### ◆ペットによる汚損・破損等が大きい場合

ペット糞尿が仕上材（床フローリング、壁クロス、巾木等）に浸潤し、下地材にまで染み込んでいる可能性がある場合は、解体して確認を行います。下地材へのペット糞尿のシミが確認された場合は、下地材の交換が必要になることがありますのでご注意ください。



### しつけ

<p>犬・猫のしつけ</p> <p>餌や水、排泄は指定の場所または居室で行うこと。それ以外の場での排泄は必ず糞便を持ち帰り、衛生的に後始末すること。散歩の際、立入禁止の場所には入れないこと。</p>	<p>鳴き声・汚臭</p> <p>異常な鳴き声や糞尿等による汚臭で近隣周辺へ迷惑を掛けないこと。</p>
<p>汚損・破損・傷害等</p> <p>その責任を負うとともに、誠意をもって解決を図ること。</p>	<p>非常災害時</p> <p>ペットを保護するとともに、他の入居者様へ危害を及ぼさないよう注意すること。</p>
<p>廊下・エレベーター等の共用部</p> <p>ペットを抱きかかえる、ケージに入れるなどして他の入居者様に配慮すること。</p>	